

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 地域森林監理士活用事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 林政課 100年の森づくり推進室 森林企画係

電話番号：058-272-1111 (内 3023)

E-mail: c11511@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,198 千円 (前年度予算額：11,686 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,686	-	-	-	-	-	11,686	-	-
要求額	9,198	0	0	0	0	0	9,198	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成29年度より、地域における森林の管理及び経営に必要な専門的知識を有する人材として「岐阜県地域森林監理士」を育成及び認定し、その人材が市町村林務行政の支援や私有林経営への助言等を行う体制の整備を進めている。
- ・国版の森林環境税が創設され、市町村が円滑に間伐を実施していくための体制を地域森林監理士が中心となって整備する必要がある。
- ・民間林業事業体が地域森林監理士を積極的に活用し、持続可能な林業経営を実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 事業内容

ア. 市町村林務行政の支援 (実施主体：市町村)

民間林業事業体では集約化困難な森林について、市町村が地域森林監理士を活用して集約化等を推進するための組織(協議会等)を立ち上げる場合や、協議会等のメンバーとして集約化の体制強化に取り組む場合、または市町村独自の森林整備の計画策定・推進を支援する場合等に、その経費の23%を

補助する。(特定財源控除後の経費について地域林政アドバイザー制度の特別交付税措置を活用することを前提)

【活用形態】

- (1) 市町村が地域森林監理士を直接雇用
- (2) 市町村から地域森林監理士の所属する組織への委託

【具体的な業務】

- (1) 協議会等の先進事例の調査
- (2) 協議会等の設立・開催支援 (メンバー選定・調整、規約策定、活動内容策定、
効率的な運営方法等の提案 等)
- (3) 市町村独自の森林整備計画の策定・推進の支援 等

イ. 民間林業事業体の経営体質の強化 (実施主体：民間林業事業体)

民間林業事業体が自ら経営する森林について、地域森林監理士を活用して経営改善のための助言・提案を得る場合等に、その経費の1/2を補助する。

【活用形態】

- (1) 民間林業事業体から地域森林監理士の所属する組織への委託

【具体的な業務】

- (1) 現状の施業実態等を踏まえた、経営改善に係る方策の助言・提案
- (2) 当該民間林業事業体に代わって行う、森林経営計画の作成
- (3) 新規就業者の確保及び就業者の定着促進のための助言・提案 等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ア 市町村林務行政の支援：県 23/100, 市町村 23.1/100, 国(特交)53.9/100
- イ 民間林業事業体の経営体質の強化：県 1/2, 民間林業事業体 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,054	市町村林業行政支援に係る補助金、 民間林業事業体の経営体質の強化に係る補助金
旅費	66	業務旅費
需用費	60	消耗品購入費
役務費	18	郵便料、電話料
計	9,198	

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第三期岐阜県森林づくり基本計画において、地域森林監理士の育成及び活用の推進を図ることとしている。

(2) 国・他県の状況

地域森林監理士は、岐阜県独自の制度である。

(3) 後年度の財政負担

第三期基本計画の計画期間の終期（令和3年度）まで県が負担する。

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：市町村、民間林業事業体

市町村における専門的知識を有した人材の不足、民間林業事業体が持続可能な林業経営を実施できる体制の整備等が問題となっており、林務行政や地域の森林経営が将来的に適切に実施できなくなることが懸念される。

よって、市町村が林務行政の支援のため、また、民間林業事業体が経営体質の強化のために地域森林監理士を活用する場合、支援していく体制を構築する必要がある。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	地域森林監理士活用事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村及び民間林業事業体 （理由）市町村の林務行政に係る人材不足、及び、民間林業事業体の民有林経営等に支援を必要としているため。
補助事業の概要	（目的）市町村林務行政の能力向上、林業民間事業体の経営体質の強化 （内容）市町村林務行政及び民間林業事業体への支援
補助率・補助単価等	定額・ <u>定率</u> ・その他 ・市町村林務行政の支援 （内容）県 23/100 以内 （理由）特別交付税 特定財源控除後の 7/10（国：地域林政アドバイザー制度の活用を前提とするため。） ・民間林業事業体の経営体質の強化 （内容）県 1/2 以内 （理由）適切な森林整備には、民間林業事業体の安定経営が不可欠であるため。
補助効果	市町村林務行政能力の向上、及び、民間林業事業体の経営体質の強化
終期の設定	令和 3 年度 （理由）第三期基本計画の計画終期に同じ。

（事業目標）

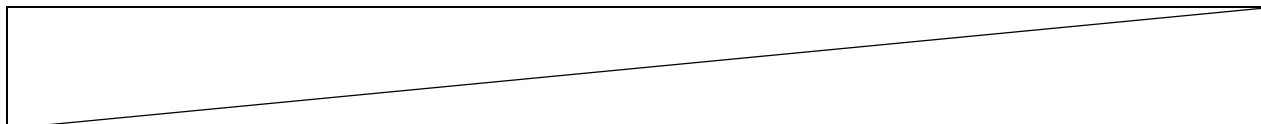
- ・ 森林整備等に意欲のある市町村が、集約化協議会等を起ち上げている。
- ・ 地域の主要な民間林業事業体の持続可能な経営に向け、経営体質が強化されている。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H29 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
① 事業実施市町村数（累積）	0	20	20
② 事業実施事業体数（累積）	0	10	10

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	一千円	(予算額) 3,900 千円	(予算額) 4,389 千円	(予算額) 11,686 千円	(要求額) 9,198 千円
指標①目標		6	7	9	7
指標①実績		1	2	7	(推計値)
指標①達成率	%	17%	29%	78%	(推計値) %
指標②目標		3	3	2	4
指標②実績		4	4	3	(推計値)
指標②達成率	%	133%	133%	150%	(推計値) %

(前年度の成果)



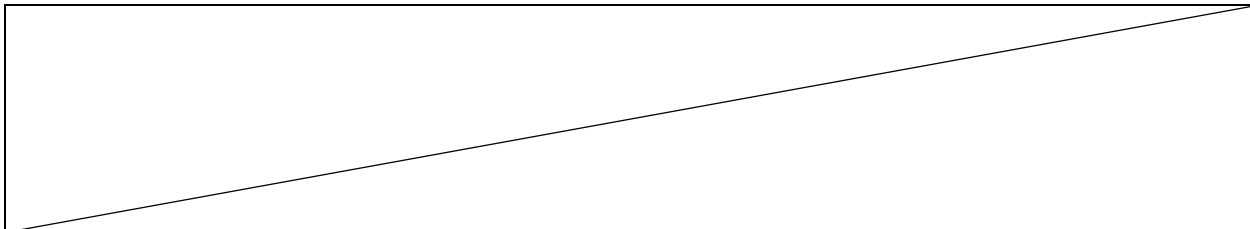
(今後の課題)

地域森林監理士による集約化協議会の起ち上げ等について、市町村に対する事業の必要性等を説明し、理解を得る必要がある。

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	市町村林務行政の支援や、私有林経営への助言等を行う体制の整備は喫緊の課題であり、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	地域森林監理士は現在 18 人が認定されている。まだ多くの市町村等が支援を受けられない状況ではあるものの、地域森林監理士を活用した市町村や林業事業体については有用な助言や提案等を受けることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	効率的に実施している。今後、認定された地域森林監理士が増えるに従い、さらに効率的に事業が実施できるものと考えられる。

(事業の見直し検討)



(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
(理由)

